

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政方針」の策定・公表（別紙1参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（2013 事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態毎の「監督方針」として策定・公表してきた。また、2014 事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成26 事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、2015 事務年度以降は、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を旨とするかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかを、毎年「金融行政方針」として公表した。そして、「金融行政方針」に基づく行政を実施するとともに、PDCA サイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価して、現状分析や問題提起等とあわせ、「金融レポート」として公表した上で、これを翌事務年度の「金融行政方針」に反映させていた。

2018 事務年度からは、PDCA サイクルに基づく業務運営をさらに強化する観点から、従来の「金融レポート」と「金融行政方針」を統合し、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」として公表した。

2021 事務年度においては、「2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～」を公表し、これまでの実績を評価するとともに、以下の3つを重点課題として取りまとめた。

1. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする
2. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する
3. 金融行政をさらに進化させる

また、2017 事務年度からは、政策評価有識者会議の運営方法を改め、政策評価に加え、金融行政に外部の意見や提言を継続的かつ的確に反映させるため、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき新たな重要課題についての議論を定期的に実施することとしており、金融行政方針の策定にも活用している。

I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする

第一に、新型コロナウイルス感染症による深刻な影響を受けた経済社会を、金融機関が引き続き金融仲介機能を発揮して力強く支えぬことができるよう、行政としても万全を期す。さらに、ポストコロナの活力ある経済の実現を目指して、金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等を促していく。

- 金融機関に対して、**事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めていく**とともに、対応状況を確認する。企業決算・監査への対応についても、関係者間で適切な連携を図る。
- **豪雨等の自然災害の発生時**には、金融機関に対して、**きめ細かな被災者支援を行うよう促していく**。自然災害債務整理ガイドラインの活用など、自然災害やコロナの影響で債務弁済が困難となった**個人・個人事業主の生活・事業の再建支援を促す**。
- **金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを促す**。このため、事業者支援にあたっての課題や対応策を共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」の推進、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理ガイドラインの策定等を行う。
- **地域経済全体の活性化**に向け、地域企業のための経営人材マッチングを促進するほか、金融機関職員の地域・組織・業態を超えた事業者支援のノウハウ共有や兼業・副業の普及・促進を後押しする。
- **地域金融機関が**地域の实情等を踏まえ**持続可能なビジネスモデルを構築**するよう、対話を通じて経営改革に向けた取組みを支援していく。

III. 金融行政をさらに進化させる

第三に、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくため、データ分析の高度化等を通じたモニタリング能力の向上や、専門人材の育成など、金融行政を担う組織としての力を高めていく。

- 金融機関からの徴求データを企業の個社データと組み合わせた分析を実施するなど、**データ分析の高度化を推進**する。
- 金融行政各分野の**専門人材の育成**を進めるとともに、**職員の主体的な取組みを奨励**する枠組みの一層の活用、**財務局とのさらなる連携・協働、職員が能力を発揮できる環境**の実現や、**質の高いマネジメントによる組織運営**を推進する。

II. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する

第二に、国内外の経済社会・産業をめぐる変化を成長の好機と捉え、国内外の資金の好循環を実現するとともに、金融サービスの活発な創出を可能とする金融システムを構築することにより、活力ある経済・社会構造への転換を促していく。

- **金融分野におけるデジタル・イノベーションを推進**するため、利用者保護の確保を図りつつ、送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討、決済インフラの高度化・効率化等を進める。
- **国際金融センターとしての地位確立**を目指し、海外金融事業者に対する登録手続きの迅速化や英語対応の強化を一層進めるほか、金融創業支援ネットワークを構築する。また、積極的なプロモーションを進める。
- **サステナブルファイナンスを推進**し、国際的な議論において主導的な役割を担う。国内外の成長資金が日本企業の脱炭素化への取組みに活用されるよう、企業開示の充実、グリーンボンド等の認証枠組みや情報プラットフォームの構築による「グリーン国際金融センター」の実現等を図る。
- **インベストメント・チェーン全体の機能向上**に向け、投資家保護にも留意しつつ、成長資金の供給を含む、市場機能向上のための制度・市場慣行の点検・見直しを行う。あわせて、コーポレートガバナンス改革を推進するとともに、会計監査を巡る諸課題を総合的に検討する。
- **利用者目線に立った金融サービスの普及**を促すため、顧客本位の業務運営についての取組状況の見える化等を進める。
- **マネロン等対策の強化**や**サイバーセキュリティの確保**のほか、**システムリスク管理態勢の強化**を促す。

第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関等との間で意見交換を行っている。

I 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（2021事務年度は8、10、1、4月）、定例的に開催している。

II 理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年2回（2021事務年度は12、3月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

III 地方における業務説明会

金融庁幹部が、地域金融機関の役員を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

2021事務年度（2021年10月～12月に実施）は、地域金融機関と、金融行政方針等の説明及び意見交換を行った。

第3節 組織活性化と人事

I 組織活性化に向けた取組み

全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融庁の金融行政を担う組織としての力を高めるため、2021 事務年度においては、主に、以下のとおり取り組んだ。

① 専門人材の育成

- 金融を巡る環境の変化などを踏まえて、人材育成の基礎となる専門分野を見直すとともに、各分野における知見が組織全体で共有されるような取組みや、人材育成に関する基本方針の職員への「見える化」等を通じて、中長期的な視点からの専門人材の育成の枠組みの整備を引き続き実施。
- 意思決定の過程にデータに基づく分析を取り入れるため、分野横断的な「データサイエンス」のスキル向上を目指し、庁内のデータ分析プロジェクトへの参加者を拡大するとともに、参加者を主な対象に関連研修を実施。
- 金融機関のモニタリング業務等に従事する職員に対して、多様な実践の機会の提供、リスク管理分野におけるモニタリングや新しい業態への対応力を高める仕組みの構築を推進。

② 職員の主体性・自主性の重視

- 自らの所掌にとらわれず自発的に政策提言を行う「政策オープンラボ」や、金融行政が直面している課題を研究し、論文として公表することを組織的に支援する枠組みなどが職員に積極的に活用されるための環境づくりを引き続き実施。

③ 誰もが能力を発揮できる環境の実現

- テレワーク・オンライン会議等の活用による多様な働き方の実現のための環境整備を引き続き実施。
- 職員が真に注力すべき業務に集中できる環境の整備を目指し、外部委託等の効率化に適する業務の調査・整理、RPAの一層の活用、モニタリングシステムの利便性向上に向けた取組みなど、業務の合理化・効率化を実施。
- 能力・適性に応じた人事や、庁内及び一般からの公募を推進。

④ 幹部職員等のマネジメント力向上

- 幹部・課室長のマネジメント方針を職員に「見える化」し、期中での振り返りを実施。
- 現場のリーダーとしての役割が期待される職員を長とした少人数グループ編成や1 on 1 ミーティングを通じ、きめ細かい組織運営を実施。
- 幹部職員等に対し 360 度評価やマネジメント研修を実施。
- 職場環境に関する満足度調査を継続・実施し、その結果のフィードバックを実施。

(参考1) 職員育成の例

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当

局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等を行った。

また、職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成することや、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行った。

(出向の状況)

(単位：人)

	2021年3月1日現在	2022年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	28	24
民間企業等	15	16
地方自治体	5	4
大学教授	3	3
計	51	47

(大学院への留学等の状況)

(単位：人)

	2020年度	2021年度
国内大学院（会計、IT、金融等）	10	10
海外大学・大学院（法科、MBA等）	15	17
計	25	27

また、外部の最先端・最前線の知見を組織に取り入れるため、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの外部専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて採用・登用した。

(外部専門家の採用・登用等)

(単位：人)

	2021年3月1日現在	2022年3月1日現在
弁護士	40	40
公認会計士	71	72
不動産鑑定士	5	3
アクチュアリー	9	9
研究者	1	1
情報処理技術者	40	43
金融実務経験者	232	224
計	398	392

(参考2) ワークライフバランスを実現する職場環境

内閣人事局が実施した「令和3年度ワークライフバランス職場表彰」において、業務の効率化や職場環境の改善に向けた優れた取組みとして、金融庁から、「内閣

官房内閣人事局長表彰」1件、「業務見直し特別賞」1件が選定された。

II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- ① 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（2021年12月）。
- ② 全職員に対し、倫理監督官（長官）から倫理保持に関する周知を行った（2021年12月）。
- ③ 全職員を対象に、服務・倫理研修を実施した（年5回のうちいずれかを受講）。

(2021 事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
1 件	3 件

III 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室及び金融庁の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置している。

当窓口寄せられた情報については、同室において、調査の必要性を十分に検討し、調査の必要性があると判断したときは当該情報を受理することとしている。なお、2021 事務年度に寄せられた情報のうち、受理したものは3件である。

また、公益通報者保護法の施行等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報に適切に対応するための一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」も設置している。なお、2021 事務年度に寄せられた情報のうち、受理したものは9件である。

○法令等遵守調査室のメンバー（2022年6月30日現在）

室長	田中 豊	(総合政策局参事)
	長尾 洋子	(審判官)
	小林 弘幸	(総合政策局リスク分析総括課)
	井口 大輔	(総合政策局リスク分析総括課)
	岡崎 頌央	(総合政策局リスク分析総括課)
	牧野 史晃	(企画市場局市場課)
	牧野 一成	(企画市場局企業開示課)
	図師 康之	(監督局総務課)
	安田 栄哲	(監督局保険課)

富永 喜太郎 (監督局証券課)
顧問 久保利 英明 (総合政策局参事)

第4節 研究

I 金融庁における研究部門

金融庁内において先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、2001年7月、「研究開発室」及び「研究官」を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと「開発研修室」を束ねる「金融研究研修センター」を発足させた。2010年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、その名称を「金融研究センター（以下「センター」という。）」、英語名 Financial Research Center（通称：FSA Institute）へと変更した。

センターの研究部門では、金融行政の理論的基盤を成すような質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場へそうした研究の成果が還元・共有されるよう努めている。また、民間有識者、アカデミズムの有識者等と金融庁職員が相互に交流できる様々な場を設け、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となる役割を担っている。2020年4月1日には吉野直行慶應義塾大学名誉教授を金融研究センター長として迎え、こうしたアカデミアとの連携強化を更に加速させている。

II 具体的な調査研究

センターでは、庁内各部局からの要望等に基づき、金融行政における重要な課題等に関する調査・研究・分析を行っている。2021事務年度においては、「地域金融機関の外部環境の分析に係る研究と手法の標準化」、「金融機関における戦略的なサイバーセキュリティ対策の計画立案・推進に関する考察」、「金融リテラシーと家計の消費行動：新型コロナウイルス感染拡大下の実証分析」など、幅広いテーマについて調査・研究を実施した。それぞれの調査研究の成果については、計5本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「DP」という。）としてまとめ、ウェブサイト上で公表した。（別紙1参照）

また、各DPの公表に先立ち、庁内向けに研究成果の発表及び検討を行う研究成果報告会を開催し、職員に研究の成果を還元・共有した。

なお、2021事務年度末時点においては、計3本の調査研究を継続して行っている。（研究官・専門研究員及び特別研究員一覧については別紙2参照）

III 産・官・学の連携強化

1. アカデミアとの連携強化

金融行政上の重要な諸課題について、行政面のみならず学術面においても有用な研究成果を得ることを目的として、大学等の研究者と金融庁の職員が協働して行政データ等を活用した研究を行った。

2. 研究会「金融経済学勉強会」の開催（別紙3参照）

アカデミズム等の有識者から金融に関する最先端の研究内容を発表してもらい、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的として、研究会「金融経済学勉強会」を計7回開催した。

3. 昼休みを利用したカジュアルな勉強会「昼休み講演会（ランチオン）」の開催（別紙4参照）

庁内職員の知見・先見性向上を目的として、様々な分野から専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済、テクノロジー等に関する研究・実務の最前線の内容をテーマとしたカジュアルな勉強会「昼休み講演会（ランチオン）」を、計18回開催した。

2021事務年度に公表したディスカッションペーパー（注）

公表日	執筆者	ディスカッションペーパー タイトル
2022年4月	山口 智弘 山下 美咲 吉野 直行	証券会社の行動と投資家効用及び経済成長
2022年4月	鶴田 大輔	金融機関と借り手企業のマッチデータを用いた地域貸出市場の実証分析
2022年4月	浅井 義裕	地域金融機関の外部環境の分析に係る研究と手法の標準化
2022年7月	十川 基	金融機関における戦略的なサイバーセキュリティ対策の計画立案・推進に関する考察
2022年7月	関田 静香	金融リテラシーと家計の消費行動：新型コロナウイルス感染拡大下の実証分析

（注）公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。

研究官・専門研究員及び特別研究員一覧

(2022年7月1日時点)

研究官 専門研究員 特別研究員	研究プロジェクト	氏名
研究官 (国家公務員 常勤職員)	金融機関における戦略的なサイバーセキュリティ対策の計画立案・推進に関する考察	十川 基
	ESG/SDGsに対するスコアの評価や情報開示との関係性、投資パフォーマンスとの関係	湯山 智教
専門研究員 (国家公務員 非常勤職員)	新型コロナウイルス事態下における家計・個人の金融行動等の分析	関田 静香
	我が国における気候関連リスクによる住宅ローン市場への影響分析	岡崎 貫治
特別研究員 (非国家公務員 ・委嘱)	事業全体を対象とする担保制度とその運用状況の国際比較・分析、及び「事業成長担保権(仮称)」の実行手続や倒産法上の取扱いの精緻化	安永 祐司

2021 事務年度 金融経済学勉強会

日時	講師	テーマ
2021 年 7月27日	榎本 雄一郎 (監督局銀行第一課銀行監督管理官、外国証券等モニタリング室室長 等)	「本邦の金融システム設計：安定と発展の視点からの経済史的整理」
8月31日	蓮池 隆 (早稲田大学創造理工学部経営システム工学科教授)	「数的情報や言語情報を主としたビッグデータ解析」
10月27日	鶴田 大輔 (日本大学経済学部教授)	「公的信用保証制度を利用した中小企業に対する越境融資」
11月29日	大山 篤之 (証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課 証券取引審査官)	「高速取引行為の特性分析」
12月24日	村上 佳世 (神戸大学社会システムイノベーションセンター特命講師)	「消費者目線で経済政策を考える」
2022 年 4月13日	富田 基史 氏(一般財団法人電力中央研究所サステナブルシステム研究本部主任研究員)	「気候変動に関するリスク分析と NGFS の共通シナリオ」
6月29日	吉野 直行 氏(金融庁金融研究センター長、慶應義塾大学名誉教授)	「環境金融分析モデルの特徴とその課題」

2021 事務年度 昼休み講演会(ランチョン)

日時	講師	テーマ
2021 年 7月30日	猪瀬 淳也 (三菱総合研究所金融 DX 本部シニア コンサルタント)	「マクロ経済の視点から見た我が国金融分野の方向性」
8月6日	上原 玄之 (Symphony アジアパシフィック地域戦 略・企画統括部長)	「金融の業務と対話の高度化を進めるプラットフォームの可能性」
8月27日	島津 敦好 (株式会社カウリス代表取締役 CEO)	「最近の不正送金の動向と、カウリスが目指す金融機関のマネーロンダリング対策底上げに関する取組み」
9月30日	石神 駿一 (Learning for All コミュニティ推進 事業部 事業部長)	「日本の「子どもの貧困」と本質的な解決について」
10月15日	佐藤 裕司 (株式会社野村総合研究所 上席システ ムエンジニア) 渡辺 翔太 (株式会社野村総合研究所 主任コンサル タント) 藤井 秀之 (NRI セキュアテクノロジーズ株式会 社主任セキュリティコンサルタント)	「デジタルアイデンティティの金融セクタにおける活用可能性と課題、その解決策—『ブロックチェーン技術等を用いたデジタルアイデンティティの活用に関する研究』を中心に—」
10月28日	野崎 陽光 (監督局銀行第一課課長補佐 兼 RRP 室 課長補佐)	「銀行破綻！潰れる準備と潰さない準備 -預金保険法制定から TLAC までの道のりと悩み、RRP とは?—」
11月16日	五十嵐 剛志 (インパクト加重会計イニシアチブ Japan 共同創設者 (公認会計士))	「インパクト加重会計の概要と展望」
2022 年 1月21日	大原 啓一 (株式会社日本資産運用基盤グループ 代表取締役社長)	「日本版 TAMP としての資産運用関連事業支援の取組み」
2月4日	高橋 沙織 (総合政策局総務課国際室 課長補佐)	「生物多様性と金融 ~The Network of Central Banks and Supervisors for Greening the Financial System (NGFS) での議論の動向~」
2月25日	田内 学 (お金のむこう研究所代表、「お金のむ こうに人がいる」著者)	「お金のむこうに人がいる -財布の中のお金だけでなく財布の外の社会を見つめる金融教育-」

3月4日	藤井 達人 (日本マイクロソフト株式会社 業務執行役員金融イノベーション本部長)	「Microsoft のサステナビリティ取組み/グリーンフ ィンテックの潮流」
3月30日	渡邊 純子 (西村あさひ法律事務所 弁護士/国際 労働機関 (ILO) コンサルタント)	「サステナブルファイナンスと人権」
4月28日	小澤 裕史 (在中華人民共和国日本国大使館経済 部一等書記官)	「中国のグリーンファイナンス政策の現状と課題」
5月10日	小室 淑恵 (株式会社ワーク・ライフバランス代表 取締役社長)	「霞が関からの「働き方改革 2.0」へ向けて」
5月25日	山本 智太郎 (株式会社QUICK 資産運用研究所 主席 研究員)	「日米投資信託の残高格差を販売・企画の現場から見 る」
6月6日	櫻井 正明 (株式会社クニエ プリンシパル)	「分散型金融システムのトラストチェーンにおける技 術リスク」

※上記の他、講師の希望により講師氏名、テーマを非公表としたものが2回あり。

第5節 研修

I 金融庁における研修

金融行政は、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応するため、極めて高い専門性が求められる分野である。金融行政の質を高めていくためには、職員の能力向上を図る必要がある。

金融庁では、多様なバックグラウンドを有する職員の専門性を高めるため、OJTと連動した、業務に関する体系的な知識や高度なスキルなどを習得するための研修を実施している。

なお、金融庁と財務省で共通する専門分野に関し、必要に応じて財務省と共同で研修を実施している。

II 2021 事務年度の研修実施状況（別紙1参照）

2021 事務年度の主な取組みとしては、自宅等で研修を受講できるよう、引き続き、研修のリモート化又はオンデマンド化を促進した。また、業務との関連性等を重視し、以下のような研修を行った。

1. 新規採用職員研修

2020 事務年度に引き続き、入庁直後に全ての研修を実施するのではなく、配属後の業務の合間（週1回）に実施する形式とし、実際に業務を経験しながら研修に参加させることで、より実践的な知識の獲得を図った。

また、最近のトピックス（金融リテラシー、DX、プログラミング、SDGs等）を積極的に取り上げるとともに、文書作成・プレゼンテーション・グループディスカッションの時間を多く取ることで研修生の積極的な学びを促した。

さらに、新規採用職員の採用区分ごとの知識・経験の差に対応する観点から、一般職（高卒区分）の採用職員に対する研修の充実を図った。

2. 英語研修

職員の英語能力の向上を目的として、英会話を中心としたオンデマンド型の研修や金融関係国際機関のレポートを教材とした英語リーディング研修、また、英文メールの作成に特化した英語ライティング研修等、業務内容に沿った複数の英語研修を実施した。

3. VBA研修

コロナ渦で中止していたExcel技能の研修について、感染症対策を講じて再開し、金融機関からの提出データの集約の効率化等データ活用の推進や分析力向上を目的として、VBA研修を実施した。

2021事務年度（2021年7月～2022年6月）の研修実施状況

区分	研修名	目的	対象者	実施月
必修 研修	必修研修	金融庁職員として認識、理解しておくべき制度や基本的事項、また足下の行政課題や環境変化に係る知識の付与。	全職員	8月～9月
	転入職員研修	金融庁職員の在り方、金融庁における基本実務及び上記必修研修の研修内容等、金融庁で勤務していく上で必要となる基本的事項に係る知識の付与。	転入職員、中途採用職員等	随時
階 層 別 研 修 等	ハラスメント研修	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどハラスメント全般を防止するとともに、職員の心の健康づくりの保持増進に努め、職場環境の向上を図るための理解を促す。	個室幹部及び管理・監督者	10月
	幹部候補育成課程職員向け研修	将来幹部としての職を担っていくために必要な素養となるリーダーシップ及びマネジメントに関する知識の付与。	幹部候補育成課程対象者	3月
	シニア職員向け研修	再就職規制や再任用制度、定年延長制度、後進育成やノウハウの継承に必要な知識・技術等の付与、及びシニア期の働き方を考え、自己変容を促す。	55歳以上の職員（希望者）	3月
	新規採用職員研修	国家公務員としての常識・心構え（ビジネスマナー、責任感の醸成、意見を積極的に具申する主体性等）、基礎的な思考力（ロジカル・クリティカルシンキング）、スキル（PCスキル、説明力、対話力、ライティング力等）、基本的な業務知識（金融・経済知識、法体系、テクノロジー等）の習得。	令和4年度新規採用職員	4月～6月
	新規採用職員フォローアップ研修	入庁後半年経過を目的として、業務経験の振り返り（日頃抱えている悩みや不安、共有すべき実践知など）を対話的手法により深掘りして、自己認知の向上や対話力の向上を図る。 上記に加えて、通信研修として簿記研修を実施。	令和3年度新規採用職員	12月～1月
	1on1ミーティング研修	少人数グループにおいて実施する1on1ミーティングに必要な技術の付与。	少人数グループリーダー及びグループメンバー	9月
	役職別研修（課長補佐）	課長補佐相当職に求められるマネジメント、課題解決、コミュニケーション等のスキルを獲得する。	令和3年事務年度に課長補佐職に昇格した職員等	1月～2月
	役職別研修（係長）	係長相当職に求められる課題解決、コミュニケーション、マネジメント等のスキルを獲得する。	令和3年事務年度に係長職に昇格した職員等	2月～3月
	国会連絡室研修	係長相当職昇任前の総合職員に対して、国会連絡室の業務を経験する機会を付与する。	総合職2年目の職員	1月～6月
	一 般	英語リーディング研修	英文のリーディング手法を理解し、英文を速く、的確に理解する能力の向上を図る。	全職員（希望者）
英語ライティング研修		英文メール作成のポイントを理解し、英文メールを作成できるようライティング能力の向上を図る。	全職員（希望者）	8月～9月
英語力育成研修		オンラインでのマンツーマン英会話レッスン等により、基礎的な英会話能力の向上から、応用的なビジネス英会話能力の向上まで研修生のレベルに応じた英会話の能力の維持・向上を図る。	一定要件に該当する職員 （※担当業務を遂行する上で、英語学習が真に必要と認められる職員）	9月～3月
国際交渉人材養成研修（International Leadership）		テーマ毎のワークショップ形式により、国際会議（マルチ）・ミーティング等で効果的に主張できるようになるための、実践的なノウハウ・スキル等の付与を主目的とし、国際的なリーダーシップについても学ぶ。	国際会議に出席する職員	1月～3月
国際交渉人材養成研修（International Leadershipの個別コーチング）		事例等に基づいた英語での1対1による対話形式により、国際交渉技術のレベルアップ及び国際リーダーシップの発揮能力全般（communication やリーダーシップ含）の養成。	国際会議に出席する職員	4月～5月
中国語研修		マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要となる中国語に関する語学力の維持・向上を図る。	一定要件に該当する職員 （※担当業務を遂行する上で、中国語学習が真に必要と認められる職員）	9月期・1月期・4月期
研 修 等	ITパスポート研修	基礎的な情報技術を活用するため、ITパスポート試験相当の知識の習得。	システム担当者及びその他職員（希望者）	10月～3月
	情報セキュリティマネジメント研修	情報セキュリティマネジメント試験（国家試験）相当の知識の付与。	全職員（希望者）	12月～3月
	VBA研修	基本的なマクロ・VBA操作に関する知識及び技術の付与。	データ分析プロジェクト参加者	2月～3月
修 等	会計実務研修	会計制度に関する基礎及び専門的な知識の付与。	会計制度にかかる専門的な知識やノウハウを必要とする業務を担当する職員等	2月
	総務系統事務研修	総務・経理事務に関して、適切な事務処理を行う上で必要な庁内事務処理等の手続きに関する知識の付与。	総務、経理事務の担当職員	8月
	メンタルヘルス研修（専門相談員）	対外的なストレスに晒される機会が多い金融サービス利用者相談室等に所属する専門相談員に対して、ストレスマネジメントに関する知識の付与。	専門相談員	11月

区分	研修名	目的	対象者	実施月
業務部門	モニタリング研修（内製動画型）	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等に対する預取・保険業務に関するモニタリング能力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	通年
	モニタリング研修（オンライン双方向型）	講師からの解説に加え、質疑応答による双方向の議論を行うことで、預取・保険業務に関するモニタリングに必要な知識・スキル及び対話力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	夏期：7月・8月 冬期：1月
	モニタリング研修（夏期／オンラインワークショップ型）	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等を階層別に分けて、各レベルに応じた預取業務に関するモニタリング能力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	8月
	モニタリング研修（冬期／オンラインワークショップ型）	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等を階層別に分けて、各レベルに応じた預取業務に関するモニタリング能力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	1月
	モニタリング研修（資金決済業・暗号資産業・貸金業コース）	資金決済業者（前払式支払手段発行者、資金移動業者及び仮想通貨交換業者）及び貸金業者等に係る金融モニタリングに必要な基礎及び専門的知識、スキルの付与。	モニタリング業務（資金決済業者、暗号資産業者、貸金業者）担当者及び都道府県の貸金業担当者	9月～11月
企画部門	企画系統研修	企画部門の職員としての必要な知識の付与。	企画部門職員	8月
	開示審査基礎研修	企業内容の開示審査業務に関する基礎的な知識の付与。	新任の開示審査業務担当職員	7月
	開示審査実務研修	企業内容の開示審査業務に関する専門的な知識の付与。	経験年数1年以上の開示審査業務担当職員	10月
監視部	市場監視基礎研修	市場監視業務に関する基礎的知識の付与。	新任の市場監視担当職員	7月
	市場監視実務研修	市場監視業務に関する専門的知識の付与。	市場監視担当職員	7月
	市場監視総合研修	市場監視業務に関する総合的知識の付与。	市場監視担当職員	1月
	取引審査基礎研修	取引審査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券取引審査官	8月
	取引審査実務研修	取引審査業務に関する専門的知識の付与。	証券取引審査官	1月
	モニタリング基礎研修（証券コース）	証券モニタリング業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券モニタリング業務担当職員	7月
	モニタリング実務研修（証券コース）	証券モニタリング業務に関する専門的知識の付与。	証券モニタリング業務担当職員	7月
	取引調査基礎研修	取引調査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券調査官	8月
	取引調査実務研修	取引調査業務に関する専門的知識の付与。	証券調査官	夏期：8月 冬期：1月
	国際取引等調査基礎研修	国際取引等調査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券調査官	8月
	国際取引等調査実務研修	国際取引等調査業務に関する専門的知識の付与。	証券調査官	夏期：8月 冬期：1月
	開示検査基礎研修	開示検査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券調査官	8月
	開示検査実務研修	開示検査業務に関する専門的知識の付与。	証券調査官	夏期：8月 冬期：12月
	犯則調査基礎研修	犯則調査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券取引特別調査官	8月
	犯則調査実務研修	犯則調査業務に関する専門的知識の付与。	証券取引特別調査官	夏期：8月 冬期：1月
	士公認等 門検査計	公認会計士等検査事務研修	公認会計士等検査に関する基礎的、専門的知識の付与。	公認会計士・監査審査会職員等
通信研修	【主な開催講座】 ・証券アナリスト ・簿記検定3級・2級・1級・全経上級 ・BATIC(国際会計検定)対策 ・証券外務員試験対策 ・FP技能検定3級・2級・1級 ・公認内部監査人試験対策 ・金融人材・企業経営アドバイザー対策講座 ・相続検定2級 ・年金検定2級 ・TOEIC L&R TEST対策(500、650、750、900点) ・基本情報技術者・応用情報技術者	左記研修レベル相当の知識の付与。	全職員（希望者） ※研修生実費負担	9月期
	米国証券アナリスト（CFA）	CFA（Chartered Financial Analyst）資格の取得。	全職員（希望者） ※研修生実費負担	5月受検・12月受検

第6節 デジタル・ガバメントへの取組み

I 概要

政府全体において、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指し、デジタル・ガバメントの推進に取り組んでいる。

2021年9月にデジタル庁が発足し、同年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2022年6月改定)においては、

- ・ 全ての情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト監理の実施
- ・ 業務改革(BPR)・システム改革の推進等について留意した情報システムの整備・管理
- ・ 行政手続のオンライン化、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組み及びキャッシュレス化の推進
- ・ ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換に関するデジタル技術の活用(テレワーク推進等)及びデジタル人材の確保・育成

等が示されている。

なお、同計画に基づき、新たな中長期計画の策定に向け、取組みを進めている。

当庁においては、デジタル統括責任者、副デジタル統括責任者及び専門的な知識を有するデジタル統括アドバイザー等を構成員とする金融庁PMO(Portfolio Management Office)の統括の下、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」(2020年3月策定)に基づき、デジタル・ガバメントの実現に向けた以下の取組みを推進している。

- (1) 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化
- (2) デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備
- (3) 価値を生み出すITガバナンス
- (4) 業務におけるデジタル技術の活用

II 取組実績

2021事務年度、金融庁においてデジタル・ガバメントの実現のために以下の取組みを行った。

1. 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

行政機関から金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務のデジタル化に向けて、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」(事務局:デジタル庁、金融庁)による「課題検討ワーキング・グループにおける検討結果」(2021年6月公表)を踏まえ、事務局として、行政機関及び金融機関に対しフォローアップを行った。また、同検討会の構成員として、証券取引等監視委員会にお

いて、令和4年1月～3月に民間事業者が提供するサービスの実証実験を実施し、結果を取りまとめ、金融機関や民間事業者等にフィードバックを行った。

また、金融庁の行政手続のデジタル化に関し、金融庁電子申請・届出システムで受け付ける申請・届出等について、2022年度下期の運用開始を目指して、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備等の行政サービス向上に資する取組みを進めた。

2. デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備

重要プロジェクトである「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」、「金融庁業務支援統合システム」及び「金融庁電子申請・届出システム」について、クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、クラウドサービスの利用を前提とした検討及びシステム整備を進めた。

また、情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させるためには、計画的に対策を実施することが必要である。当庁では、金融庁情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という）に基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための「情報セキュリティ対策推進計画」を毎年度策定しており、2021事務年度では以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

- ・ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が、クラウドサービスの利用拡大を見据えた対策、多様な働き方を前提とした対策などの観点を取り込まれた「令和3年度版」へ改定されたことに伴い、ポリシー及び実施手順の改訂を実施
- ・ 政府情報システムのための評価制度（ISMAP）の本格運用開始に伴い、システムリスク評価基準の再整備、セキュリティ体制強化など、クラウドサービス利用拡大に対するガバナンス強化策を実施
- ・ 外部の第三者による情報セキュリティ監査を実施したほか、内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という）が実施するペネトレーションテストの活用を通じたセキュリティ対策の実効性の確認
- ・ 情報セキュリティ監査結果や複雑化・巧妙化するサイバー攻撃を踏まえた技術的な対策の多重化・多層化の取組みを継続するとともに、IT資産の適切な管理や速やかなパッチ適用等の基本動作を確実に実施するサイバーハイジーンの徹底
- ・ NISC等が主催する実践的なサイバー攻撃対処訓練、研修プログラムへの参加及びインシデント対応訓練の内製化による継続的な教育を通じ、インシデント対応能力向上策を実施
- ・ 全職員を対象とした情報セキュリティに関する研修（情報セキュリティ研修、標的型攻撃メール対処訓練、ポリシー及び規則等の運用の徹底を図る情報セキュリティ自己点検）の実施

3. 価値を生み出すITガバナンス

政府全体において、情報システム整備方針等に基づいているかという観点から、全ての情報システムを対象とする一元的なプロジェクト監理を実施しているところ。当庁においても、デジタル統括アドバイザーやデジタル庁等による助言を踏まえ、財源や人材等のリソースを適切に配分しつつ、デジタル・ガバメントの推進に関する取組みを当庁として一体的に推進していくために、金融庁PMOによる適切なITガバナンスのもと、IT戦略の企画・立案・調達支援・監査等を着実に実施した。

また、情報システムの調達に当たっては、金融庁PMOが、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証するとともに、政府調達に該当する情報システム調達案件においては、金融庁デジタル統括責任者、副デジタル統括責任者、各局総務課長及びデジタル統括アドバイザー等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」で、調達の適切性等に関して審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んだ。

併せて、こうした取組みを支えるデジタル人材の着実な確保・育成を図るため、「政府機関におけるデジタル改革に必要なIT・セキュリティ知識を有する人材の確保・育成総合強化方針」（2021年7月策定）及び「金融庁デジタル人材確保・育成計画」（2021年8月改訂）に基づき、外部からのデジタル人材の採用、庁内職員向け（管理職向け・全職員向け）DX研修の開催、国内外の大学院及び民間企業への派遣等の取組みを実施した。

4. 業務におけるデジタル技術の活用

当庁における効率的かつ効果的な業務運営を推進する観点から、金融庁LANにおいて2021年10月に小型軽量化PCの配布を完了させるなど、働き方改革やペーパーレス化に資するインフラを整備するとともに、テレワークや外部とのオンライン会議等の積極的な活用を継続し定着を図るなどの取組みを進めた。

また、AI等による業務の効率化・高度化を図る観点から、市場監視業務における金融機関提出資料の入力業務効率化のための「AI-OCR」、金融分野の文章の翻訳に特化した「高精度AI翻訳システム」、金融行政・金融サービスに関する一般的、定型的な問合せについて自動で応答する「AIチャットボット」などの検討及び整備を進めた。

さらに、テレワーク下でもRPA（Robotic Process Automation）を利用できる環境を整備し、既存17業務の維持保守にくわえ、新たに8案件を自動化した。

第7節 報道・広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施

毎週2回の閣議後等を実施している大臣記者会見（103回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（43回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：686件）。

II 広報活動（英語による行政対応・発信力強化に向けた取組みは、後掲「第1部第2章第16節」を、新型コロナウイルス感染症を踏まえた広報活動の強化は、後掲「第2部第6章第7節」を参照）

1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置やトピックス（HPのトップページ上段）（別紙1参照）への掲載などによる施策の周知・注意喚起などの取組みを行っている。

2021事務年度は、2022年4月から成年年齢が引下げられたことに伴い、若年者が過度な借入により、過大な債務を負うことがないように特設ページを作成し、注意喚起を行ったほか、金融経済教育の推進の一環として、株式会社文響社が出版する「うんこドリル」と提携し、お金について楽しく学べる「うんこお金ドリル」及び「新成人向けうんこクイズ」を金融庁ウェブサイト等に掲載した。

また、タイムリーかつより幅広い層へ情報発信を行う観点から、ウェブサイトだけでなく、ビジネス特化型のSNSであるLinkedInを開設し英語での情報発信を開始したほか、金融庁の公式YouTubeチャンネルにおいて、高校生向けに金融リテラシーを学べる授業動画や、投資初心者に向けて「つみたてNISA」の始め方や投資信託を選ぶポイントをまとめた動画を公開した。

2. 政府広報の活用

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、別紙2のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めた。

【2021 事務年度に開設した金融庁ウェブサイトの特設サイトについて】

1. 18歳、19歳のあなたに伝えたい！！～成年年齢引下げを踏まえて～
2. 小学生向けコンテンツ「うんこお金ドリル」×新成人向けコンテンツ「うんこクイズ」

【金融庁ウェブサイトのトピックスについて（トップページ上段）】（2022年6月30日時点）

1. ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえた対応について
2. 「拠点開設サポートオフィス」について
3. イノベーション促進に向けた金融庁の取組みについて
4. 商品の買取りをうたって高額な違約金を請求する悪質な業者にご注意ください！～いわゆる「先払い買取」現金化に要注意～
5. 暗号資産に関するトラブルにご注意ください！
6. 公的保険制度を解説するポータルサイトの開設について
7. 顧客本位の業務運営に関する情報を更新しました。
8. 企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）について
9. 災害関連情報（被災者支援）について
10. 金融サービス利用者相談室～皆様の「声」をお寄せください！
11. 講演等
12. 国会提出法案等
13. 事業者支援ノウハウ共有サイト新たな参加機関・職員の募集等について
14. レバレッジ型・インバース型ETF等への投資にあたってご注意ください（PDF）
15. 新型コロナウイルスに乗じた犯罪等にご注意ください！
16. 身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた銀行口座からの不正な出金にご注意ください！
17. ファクタリングに関する注意喚起
18. バイナリーオプション取引にあたってご注意ください！
19. SNS等を利用した「個人間融資」にご注意ください！
20. 長い間、お取引のない預金等はありませんか？
21. 暗号資産に関する情報について
22. LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応について
23. ソーシャルレンディングへの投資について
24. 外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について
25. FinTechサポートデスクについて
26. 貸付自粛制度について
27. 金融庁職員も現場で一緒に考えます「地域課題解決支援チーム」
28. “責任ある機関投資家”の諸原則～「日本版ステewardシップ・コード」の改訂

2021事務年度政府広報等実績(2021. 7. 1~2022. 6. 30)

	媒体(広報実施時期)		テーマ
テレビ	定時番組	『宇賀なつみのそこ教えて!』中の番組冒頭お知らせコーナー『聞いてナッ得!』 (2021年9月3日放送)	生命保険の契約照会制度
	定時番組	「サキドリ情報便!」 (2022年5月20日放送)	成年年齢下げを踏まえたヤミ金融への注意喚起(SNS個人間融資、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化)
ラジオ	政府広報ラジオ番組	青木源太・足立梨花 Sunday Collection (2021年8月22日放送)	新型コロナに便乗したヤミ金融への注意喚起
	政府広報ラジオ番組	ラジオスポット(60秒) (2022年3月13日放送)	マネロン対策について、国民の皆様へのご理解ご協力のお願い
	政府広報ラジオ番組	ラジオスポット(60秒) (2022年6月12日放送)	休眠預金の活用について
出版物	定期刊行物	音声広報CD「明日への声」vol.80 (2021年9月発行)	多重債務相談強化キャンペーン2021
	定期刊行物	音声広報CD「明日への声」vol.84 (2022年3月発行)	暗号資産に関する勧誘等の注意喚起
	定期刊行物	音声広報CD「明日への声」vol.85 (2022年5月発行)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続き
新聞	中央5紙、ブロック3紙、地方65紙	突出し (2021年6月28日~7月4日)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
	中央5紙、ブロック3紙、地方65紙	突出し (2021年9月6日~9月12日)	生命保険の契約照会制度
	中央5紙、ブロック3紙、地方65紙	突出し (2022年4月18日~4月24日)	中小企業の事業再生等ガイドライン
インターネット	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル (2021年9月6日~9月12日)	生命保険の契約照会制度
	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル (2021年9月27日~10月3日)	多重債務相談強化キャンペーン2021
	インターネットテキスト広告	グノシー (2021年10月25日~10月31日)	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	インターネットテキスト広告	産経デジタル (2021年12月6日~12月12日)	生命保険の契約照会制度
	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル (2022年1月3日~1月9日)	新たな手口のヤミ金融
	インターネットテキスト広告	読売新聞オンライン (2022年1月10日~1月16日)	休眠預金の活用
	インターネットテキスト広告	グノシー (2022年2月28日~3月6日)	生命保険の契約照会制度
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2021年7月12日~7月18日)	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2021年8月2日~8月8日)	新型コロナウイルス感染症の影響に係る事業者への資金繰り支援
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2021年8月9日~8月15日)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続きについて
スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2021年9月20日~9月26日)	新型コロナウイルス感染症の影響に係る事業者への資金繰り支援	

	媒体（広報実施時期）		テーマ
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2021年10月11日～10月17日)	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2021年12月27日～2022年1月2日)	休眠預金の活用
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2022年1月17日～1月23日)	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2022年1月24日～1月30日)	新たな手口のヤミ金融
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2022年2月14日～2月20日)	生命保険の契約照会制度
その他	政府広報オンライン お役立ち動画	2020年12月から掲載	コロナ禍で広がるヤミ金融に注意！ 「給与ファクタリング」「#個人間融資」
	政府広報オンライン お役立ち動画	2021年9月から掲載	生命保険の契約照会制度
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2010年7月から掲載（2013年5月24日更新）	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じ ですか？ 借入れのルール
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2011年7月から掲載（2013年8月13日更新）	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融 ADR制度をご利用ください
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2011年8月から掲載（2022年3月2日更新）	「振り込め詐欺救済法」に基づき、振り込んで しまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2013年6月から掲載（2021年12月14日更新）	資産づくりの第一歩に、投資優遇制度「NISA (ニーサ)」があります。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2013年9月から掲載（2020年8月6日更新）	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者 の方へ 個人版私的整理ガイドラインをご存じです か。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2014年4月から掲載	知らないと損をする？ 最低限身に付けておきたい 「金融リテラシー（知識・判断力）」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2015年3月から掲載（2018年4月27日更新）	中小企業や小規模事業者の方へ ご存じですか？ 「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があ ります
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2015年10月から掲載（2016年3月2日更新）	投資詐欺にご注意を 気をつけるべき6つのポイン ト。相談窓口もご紹介。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2016年7月から掲載（2021年2月17日更新）	大規模な自然災害でローンの返済が困難になった 方へ ご利用ください。「自然災害債務整理ガイド ライン」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2018年1月から掲載	少額から手軽にできる資産づくり「つみたてNISA (ニーサ)」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2020年12月から掲載	キャッシングやローン返済でお困りの方へ 借金問題は解決できます。まずは相談を！
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2021年4月から掲載	新たな手口のヤミ金融に注意！ 「#個人間融資」「給与ファクタリング」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2021年9月から掲載	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイド ライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場 合の特則
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2021年12月から掲載	生命保険の契約照会制度
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2022年2月から掲載	暗号資産に関する勧誘等の注意喚起
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2022年3月から掲載	マネロン対策について、国民の皆様へのご理解ご 協力をお願い

第8節 情報公開等

I 開示請求の動向

1. 行政文書の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、2021年度の開示請求の受付件数は147件となっている。

(2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 金融機関等所管する法人に関する文書
- ② 法令や内部規則等に関する文書
- ③ 行政処分等に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（2021年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	10	142	19	46	65	35	3	12
証券取引等 監視委員会	2	5	0	2	2	2	1	2
公認会計士・ 監査審査会	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	12	147	19	48	67	37	4	14

（注1）本表は、2021年4月から2022年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関情報公開法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注2）2022年度における6月末までの開示請求の受付件数は42件である。

(3) 不服申立等

2021年度における不服申立受理件数は7件、前年度繰越分は9件となっており、これらのうち8件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、2021年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は8件であり、うち7件について同年度中に裁決・決定を行っている。

2. 行政機関の保有する個人情報の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、17年4月1日施行）に基づく、2021年度の開示請求の受付件数は2,277件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 金融機関への相談に関する保有個人情報

開示請求の受付及び処理状況（2021年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等			不開 示決 定	請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定					
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	2	25	1	8	9	4	0	0
証券取引等 監視委員会	1	2	0	3	3	0	0	0
公認会計士・ 監査審査会	83	2,250	2,324	0	2,324	1	7	1
合 計	86	2,277	2,325	11	2,336	5	7	1

(注1) 本表は、2021年4月から2022年3月末までの計数を取りまとめたものである。
行政機関個人情報保護法の施行状況調査と同じ定義で計上。

(注2) 2022年度における6月末の開示請求の受付件数は42件である。

(3) 不服申立等

2021年度における開示決定等に対する不服申立受理件数は3件、前年度繰越分は0件となっており、これらのうち、2件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、2021年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は0件である。

II 文書管理等の状況

1. 内部管理体制

(1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、研修を実施（合計2回）。

(2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、2021年10月～11月に自主点検を実施。
また、自主点検後、2021年12月～2022年2月において監査を実施。

2. 文書管理の状況

(1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、2021事務年度（2021年7月～2022年6月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が5件発生した。（行政文書の紛失、メールの誤送信など）。

ただし、行政文書の紛失については、外部に漏えいした可能性は極めて低く、また、誤送信についても速やかに相手方にメール削除を依頼し、対応いただいている。いずれも2次被害は確認されていない。

(2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① 行政文書の入手方法や管理方法等を改めて確認のうえ、必要な見直しを行うよう職員に周知。
- ② 職務の性質上、デジタル化が差し支えない資料についてはデジタル化することを徹底。
- ③ メール of 外部送信時には、送信者による送付先、メールの内容、添付ファイル等の確認することを徹底。

第9節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、金融機関等との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとしている（2017年1月以降）。

（参考）金融機関等との意見交換会の開催実績（2021年7月～2022年6月）

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11回	11回	11回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	4回	5回	5回
外国損害保険会社	証券会社	投資信託会社	投資顧問業者
2回	7回	2回	2回
金融先物取引業者	信託	貸金業者	暗号資産交換業
1回	4回	2回	2回

第10節 パブリック・コメント手続の実績（別紙1参照）

意見提出手続き(パブリック・コメント手続き)実施一覧

2021事務年度(2021年7月～2022年6月)

(金融庁ウェブサイトより抜粋)

公表日	案件名	締切日
R4.6.30	「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R4.8.1
R4.6.22	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R4.7.22
R4.6.7	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)等の公表について	R4.7.7
R4.6.7	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正案の公表について	R4.7.7
R4.5.30	「ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例(案)」の公表について	R4.6.29
R4.5.13	証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第二条第一項第三号等の規定に基づき情報及び方法を指定する件(案)の公表について	R4.6.13
R4.5.13	「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令(案)」等に対する意見募集について	R4.6.12
R4.4.28	「銀行法施行令等の一部を改正する政令(案)」及び「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R4.5.30
R4.4.28	「高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	R4.5.29
R4.4.28	「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R4.5.30
R4.4.27	「保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件等の一部改正(案)」の公表について	R4.5.27
R4.4.27	「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」及び「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第三条の二第四号及び第七条の二第四号の規定に基づき、その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものを次のように定める件」の一部改正(案)の公表について	R4.5.30
R4.4.25	「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方(案)」への意見募集(5月26日まで)について	R4.5.26
R4.4.22	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R4.5.23
R4.4.15	「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R4.5.15
R4.4.12	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R4.5.12
R4.4.1	「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R4.5.1
R4.2.22	「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R4.3.24
R4.2.22	「金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	R4.3.24
R4.2.18	「保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)の一部改正(案)の公表について	R4.3.21
R4.2.16	「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正(案)の公表について	R4.3.18

公表日	案件名	締切日
R4.2.14	「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R4.3.15
R4.1.28	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)の公表について	R4.2.26
R4.1.27	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R4.2.3
R4.1.21	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等の公表について	R4.2.21
R4.1.21	「特定目的会社の監査に関する規則及び投資法人の会計監査に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」及び「貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R4.2.20
R4.1.18	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R4.2.17
R3.12.24	「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R4.1.23
R3.12.24	「レバレッジ比率規制に関する告示の一部改正(案)」等の公表等について	R4.1.24
R3.12.22	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の一部改正(案)に対する意見募集について	R4.1.21
R3.12.17	「信用金庫法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R4.1.16
R3.10.29	レバレッジ比率規制に係る告示の一部改正(案)等の公表について	R3.11.29
R3.10.29	「令和3年度金融庁政策評価実施計画」等の策定について	R3.11.29
R3.10.26	「金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第六条第一項第四号の規定に基づき認可金融商品取引業協会の規則を指定する件(案)」の公表について	R3.11.25
R3.10.15	「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R3.11.16
R3.10.11	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R3.11.10
R3.10.7	「口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令(案)」の公表について	R3.11.7
R3.9.28	自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)における信用リスク、CVAリスク及びマーケット・リスクに係る告示の一部改正(案)等の公表について	R3.10.29
R3.9.17	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」、「金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R3.10.18
R3.9.17	「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第三十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令」及び「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令」の一部改正(案)の公表について	R3.10.18
R3.9.8	LIBORの恒久的な公表停止に伴う「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件」等の一部改正(案)の公表について	R3.10.8

公表日	案件名	締切日
R3.9.2	「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令(案)」及び「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令(案)」の公表について	R3.10.1
R3.9.1	「資金移動業者に関する内閣府令第二十一条の五第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する規則を定める件(案)」の公表について	R3.10.1
R3.8.27	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)の公表について	R3.9.27
R3.8.27	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R3.9.27
R3.8.6	令和3年銀行法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について	R3.9.6
R3.7.8	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R3.8.9
R3.7.7	「ソーシャルボンドガイドライン(案)」の公表について	R3.8.10
R3.7.7	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R3.8.6

第11節 金融行政アドバイザー制度

I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、財務（支）局が金融行政を遂行するに当たり、アドバイザーから金融行政等に関する意見の聴取、金融知識や金融行政の施策の普及・広報活動、財務（支）局職員の知識向上等の財務（支）局が必要とするサポートを受けることにより、財務（支）局が行う金融行政サービスの更なる向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に配置された金融行政アドバイザーが、財務（支）局の求めに応じ、金融行政や地元金融情勢・金融機関の動向、地域の活性化等に関する意見等の聴取、金融知識や金融行政に関する施策の普及・広報活動、財務（支）局職員への研修講師等、金融行政に関するサポートを行うことである。

（参考）金融行政アドバイザーの委嘱状況（2022年6月末現在）

委嘱者数は各財務（支）局5名以内、合計38名。内訳は次のとおり。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等） | : 12名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 | : 9名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等 | : 3名 |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 14名 |

II 2021事務年度における取組み

2021年7月～2022年6月、財務（支）局において、アドバイザーから金融行政に関するご意見を頂いたほか、各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第12節 金融行政モニター制度（別紙1～3参照）

I 制度の概要（別紙1参照）

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、率直な意見等を出すことは難しいとの指摘も受けた。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接、金融行政に対する意見・提言・批判等を伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、2016年1月29日より運用を開始した。

また、引き続き金融庁が直接意見等を受け付けるための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からの意見・提言・批判などを積極的に受け入れ、行政に継続的に反映させることにより、より良い金融行政の遂行を目指している。

II 提出された意見等に対する金融庁の対応（別紙2、3参照）

1. 金融行政モニターにおけるご意見等の受付状況

「金融行政モニター受付窓口」においては、2021事務年度には43件のご意見等が寄せられた。

また、「金融行政ご意見受付窓口」においては、2021事務年度には3,076件のご意見等が寄せられた。

2. 金融行政モニターに寄せられたご意見等に対する金融庁の対応

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください

金融庁では、金融機関及びその職員、学識経験者やシンクタンク、事業会社をはじめとする**金融行政にご意見等をお持ちの方**から、**金融制度や金融庁に対する率直なご意見・ご批判**などをお聞きするため、「**金融行政モニター制度**」を設置しております。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、**聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等と言うことは難しい**とのご指摘もあるところです。

このような点に鑑み、**金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)**が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)	(敬称略)
神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授	
佐々木 百合	明治学院大学経済学部 教授	
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話人	
米山 高生	東京経済大学経営学部 教授	
和仁 亮裕	弁護士(モリソン・フォースター法律事務所シニア・カウンセラー)	

～制度のポイント～

お寄せいただいたご意見等は金融行政モニター委員(中立的な第三者である外部専門家)に直接届きます

- 金融行政モニター委員には厳正な守秘義務が課されています

ご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部に届けられます

- 今後のより良い金融行政のために活用

意見提出者の匿名性は厳格に担保されています

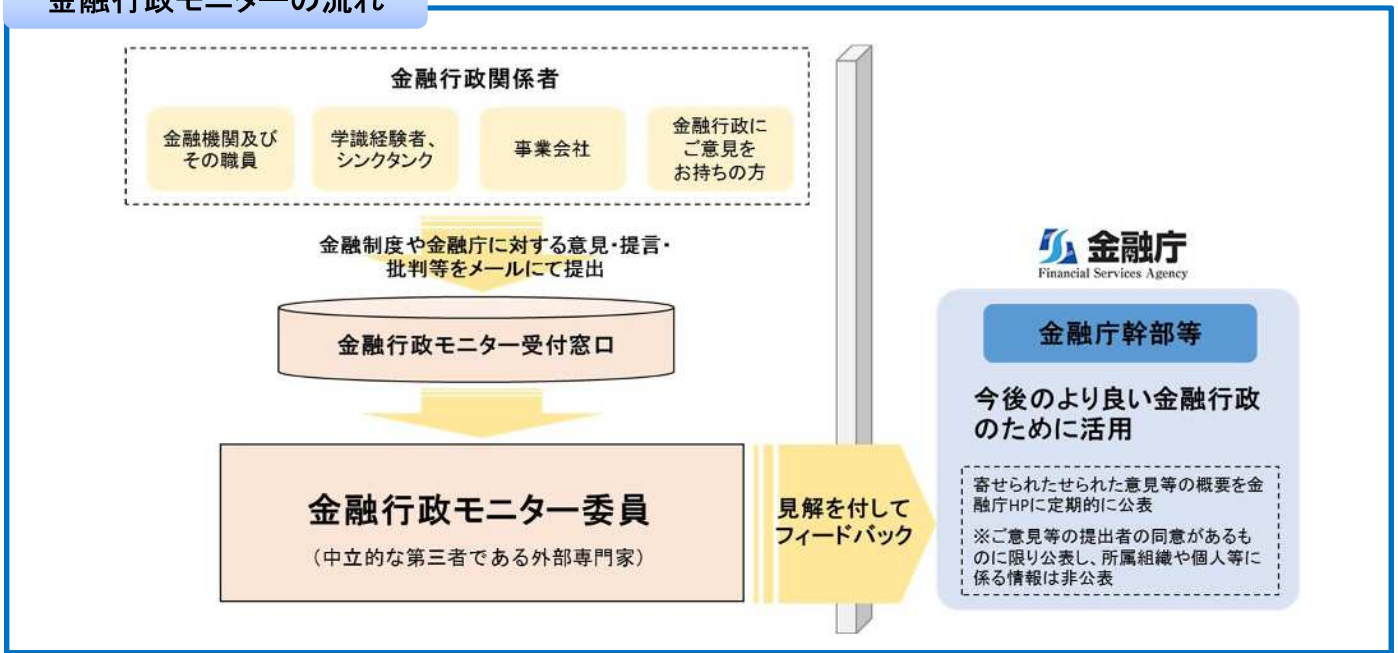
- 本人の同意がない限り、ご意見等を金融庁幹部に届ける際も、個人や所属組織を特定できる情報はすべてマスキング処理のうえ行われます

会社や団体を代表した意見等ではなくても提出が可能です

- 匿名での提出も可能です

お寄せいただいた意見等に関する金融機関内での議論等が金融検査等の検証の対象となることはありません

金融行政モニターの流れ



寄せられたご意見はこのように活用されています

寄せられたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされます。

◆外国銀行支店に係る事業年度の弾力化 <銀行法改正につながったケース>

【寄せられた意見等】

銀行法上、銀行の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になるが、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、外国銀行支店では2度の決算作業が生じるため、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせられるよう手当てして頂きたい。

【金融庁の対応】

母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ検討を行った結果、平成29年3月3日、第193回国会に「銀行法等の一部を改正する法律」(案)を提出し、外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間も選択できるよう、銀行法を改正した(平成29年5月26日成立)。

◆現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃 <銀行法施行規則改正につながったケース>

【寄せられた意見等】

不祥事件届出の金額基準について、法令上、金銭の「100万円以上の紛失」等について届出が必要とされているが、100万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。

【金融庁の対応】

銀行等においては、預金者等の保護の観点から適切な業務運営を行う必要があるが、100万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討した結果、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、形式的な金額基準を廃止し、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とするよう銀行法施行規則等を改正した(平成29年4月より施行)。

金融行政モニター受付窓口

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受付けております。

<https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

※金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合は、「金融行政ご意見受付窓口」をご利用ください。

<http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

お問い合わせ先 金融庁総合政策局総合政策課
金融サービス利用者相談室
Tel 0570-052100(ナビダイヤル)(IP電話は、03-3501-2100)
Fax 03-3506-6699

令和4年7月15日
金融庁

「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況 及び金融庁の対応について

1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成28年1月29日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。

2. 金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

○平成28年1月29日から令和4年6月30日までに寄せられたご意見等

【受付件数】

256件

【主なご意見等】

(別紙3)をご覧ください。

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

- ・ 金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ
総合政策局総合政策課
- ・ 金融行政ご意見受付窓口に関するお問い合わせ
総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和3年1月 ～ 令和3年3月	<p>「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」に基づき、行政が発行する身分証明書（住民票およびマイナンバーカード、およびこれを根拠として免許証）に旧姓を併記することが可能になったにもかかわらず、預金取引等において、旧姓が使用できない、あるいは使用しづらいことを問題視したうえで、金融庁から金融機関に対する指導を依頼するもの。</p> <p>1. 銀行にて、結婚以前から保有していた普通預金口座の名義を旧姓のまま維持したいと申告したところ、早急に新姓へと名義変更する必要があると告げられた。その正当な理由について繰り返し説明を求めたが、銀行側からは「旧姓は維持できない」ということ以上の説明はなかった。</p> <p>2. 銀行にて、結婚以前から保有していた普通預金口座の名義を旧姓のまま維持することができたが、口座を旧姓名義のままとするための申告書記入が必要であると言われ、これを記入した。身分証に旧姓が併記されている場合、結婚に伴って身分証明書上の氏名が「旧姓併記」へと変わったという事実について、銀行側へ申告する必要すらないはずであり、何の追加書類の提出も求められることなく、そのまま銀行を利用し続けられるべきである。法改正とその趣旨について、各銀行に対して情報の周知と理解の醸成が徹底されるべきである。</p>	<p>「旧姓の通称使用の拡大」については、女性活躍の視点に立った制度等の整備の一環として、政府としても各種の取組みを進めているところです。金融庁においては、これまで、内閣府男女共同参画局より全国銀行協会等の各業界団体に対して銀行口座等の旧姓使用の協力要請を発出した際に、各業界団体との意見交換会の場を通じ、円滑な旧姓による口座開設等の対応を促す旨を要請してきております。</p> <p>今回いただいたご意見等を踏まえ、金融庁としては、改めて全国銀行協会等の各業界団体に対して、旧姓による口座開設等の申し込みを受けた場合には、例えばマネロン対策など金融機関において新旧両姓の双方を適切に管理する上で真に必要な手続き等について丁寧かつ積極的に顧客説明を行い、顧客からの十分な理解を得つつ、可能な限り円滑な対応を取ること等を要請いたしました。</p> <p>また、引き続き旧姓の通称使用の拡大を推進する観点から、金融機関における旧姓による口座開設等の対応状況・課題等について実態把握を実施するとともに、金融機関における顧客対応の向上に向けた取組みを促してまいります。</p>

<p>令和3年4月 ～ 令和3年6月</p>	<p>継続してプリペイド携帯サービスを利用するため、翌年分のプリペイドカードを前もって購入した。その際、有効期限（1年）に関する十分な説明がなく、顧客控えにも大きな文字で有効期限に関する注意書がなかった。その結果、年内にカードの有効期間が到来して無効になったという理由で翌年分の登録ができず、業者からは資金決済法があるから返金しないと口頭で説明され、残高が未使用で失効し損をしてしまった。資金決済法は企業の利益に寄りすぎていないか。例えば、プリペイドカードの有効期限が短すぎるし、購入時の有効期限に関する注意喚起が不十分。支払った資金は企業の前受金扱いであり、該当額を供託させるべき。</p>	<p>プリペイドカードを含む前払式支払手段の発行者は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第13条及び前払式支払手段に関する内閣府令第21条及び第22条において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前払式支払手段の発行者の氏名、商号又は名称 ・前払式支払手段の支払可能金額等 ・有効期限がある場合には当該有効期限 <p>等の各事項について、利用者に対して、読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に情報を提供しなければならない旨が規定されています。</p> <p>ご意見にある事例を含めまして、前払式支払手段に関する相談・苦情等が当庁に寄せられた場合は、管轄する財務局等を通して適宜当該前払式支払手段発行者に情報提供を行っており、引き続き、この取組を行いたいと考えております。</p> <p>また、資金決済法上の認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本資金決済業協会とも連携し、有効期限などについて、利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に情報提供を行うよう、改めて前払式支払手段発行者に資金決済法の趣旨を周知し、改善を促していくほか、ご意見にある事例のように有効期限など利用者にとって重要な情報を変更して発行する際は利用者保護の観点から注意喚起を十分に実施するよう併せて周知させていただきます。</p> <p>加えて、有効期限を含めた法令に基づく利用者への情報提供について、前払式支払手段発行者ごとの実態把握を行い、相談・苦情等が寄せられている場合には必要に応じて要因分析を実施し、改善を促していきたいと考えております。</p> <p>なお、前払式支払手段発行者の供託義務については、資金決済法第14条及び資金決済に関する法律施行令第6条において、供託が必要となる基準</p>
--------------------------------	--	---

日未使用残高の最低額が千万円と定められており、これを超える場合は当該基準日未使用残高の二分の一以上の額の発行保証金を供託しなければならないとされております。

資金決済法に基づき定期的に提出される前払式支払手段の発行の業務に関する報告書により供託等の状況を監督しております。

これら対応も含め、今後も引き続き適切な監督・モニタリングに努めてまいります。

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和3年10月 ～ 令和3年12月	<p>事業者の決済サービスについて、利用者対応窓口として電話窓口を設けておらず、メールだけで対応することを金融庁は許しているが、メールで問い合わせをしても1週間経っても返信がなく、利用者対応窓口が機能していない。</p> <p>このような事業者に登録を許しているのはおかしい、利用者対応に関する規制を強化すべき。</p>	<p>資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）等や事務ガイドラインにおいて、資金移動業者には、利用者からの相談・苦情等（以下「苦情等」という。）に対して適切かつ迅速な対応を可能とするよう担当部署や処理手続を定める等、必要な態勢整備を行うことが求められております。</p> <p>当庁としては、資金決済法を踏まえた利用者からの苦情等対応に係る必要な態勢の整備について、同法上の認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本資金決済業協会（以下「協会」という。）と連携し、事業者に対して改めて周知し、改善を促してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、資金移動業者に係る利用者の苦情等が国民生活センター・消費生活センターにも寄せられている状況を鑑み、苦情等への対応について更なる改善を行う観点から、</p> <p>(1)上記の通り、協会と連携し事業者に対して周知を行うにあたっては、国民生活センター・消費生活センターからの照会・情報提供等に適切に対応できるような態勢整備を、事業者に促してまいりたいと考えております。</p> <p>(2)加えて、協会に対しても、国民生活センター・消費生活センターとの連携強化を促してまいりたいと考えております。</p> <p>今後も引き続き適切な監督・モニタリングに努めてまいります。</p>

第13節 金融サービス利用者相談室

I 概要（別紙1参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
3. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
4. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
5. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

II 相談等の受付状況（別紙2参照）

2021年4月1日から2022年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は41,692件となっている。1日当たりの平均受付件数は172件となっており、2020年度（199件）から減少している。そのうち、事前相談の受付件数は751件、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」の受付件数は1,154件、となっている。

また、詐欺的な投資勧誘に関する情報は6,144件あり、そのうち5,157件が何らかの被害があったものである。

2. 分野別では、預金・融資等が14,501件（35%）、保険商品等が6,680件（16%）、

投資商品等が10,040件(24%)、貸金等が2,135件(5%)、資金移動・前払式支払手段等が603件(1%)、暗号資産(仮想通貨)等が3,757件(9%)、金融行政一般・その他が3,976件(10%)となっている。

分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が14件(2%)、保険商品等が20件(3%)、投資商品等が522件(69%)、貸金等が11件(1%)、資金移動・前払式支払手段等が2件(1%)、暗号資産(仮想通貨)等が170件(23%)、金融行政一般・その他が12件(1%)となっている。

3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

- (1) 預金・融資等に関する相談等の受付件数は、2020年度に比べて、減少している(19,838件→14,501件)。受付件数14,501件のうち、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を通じて寄せられた相談等の受付件数は969件(7%)となっている。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが3,081件(21%)、個別取引・契約の結果に関するものが3,034件(20%)等となっている。
- (2) 保険商品等に関する相談等の受付件数は、2020年度に比べて、減少している(7,001件→6,680件)。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが2,620件(39%)、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが1,422件(21%)等となっている。
- (3) 投資商品等に関する相談等の受付件数は、2020年度に比べて、増加している(9,454件→10,040件)。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが4,444件(44%)、一般的な照会・質問に関するものが3,344件(33%)等となっている。
- (4) 貸金等に関する相談等の受付件数は、2020年度に比べて、減少している(2,741件→2,135件)。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが548件(25%)、行政に対する要望等に関するものが512件(23%)等となっている。
- (5) 資金移動・前払式支払手段等に関する相談等の受付件数は、2020年度に比べて、減少している(1,111件→603件)。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが188件(31%)、行政に対する要望等に関するものが89件(14%)等となっている。
- (6) 暗号資産(仮想通貨)等に関する相談等の受付件数は、2020年度に比べて、増加している(2,505件→3,757件)。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが2,572件(68%)、一般的な照会・質問に関するものが742件(19%)等となっている。

- (7) 行政一般・その他に関する相談等の受付件数は、2020年度に比べて、増加している(5,711件→3,976件)。受付件数3,976件のうち、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を通じて寄せられた相談等の受付件数は91件(2%)となっている。要因別では、行政に対する要望等に関するものが2,517件(63%)、一般的な照会・質問に関するものが734件(18%)等となっている。
4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

(参考)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

2021年4月1日～6月30日・・・2021年9月7日公表(第64回)

2021年7月1日～9月30日・・・2021年11月26日公表(第65回)

2021年10月1日～12月31日・・・2022年2月25日公表(第66回)

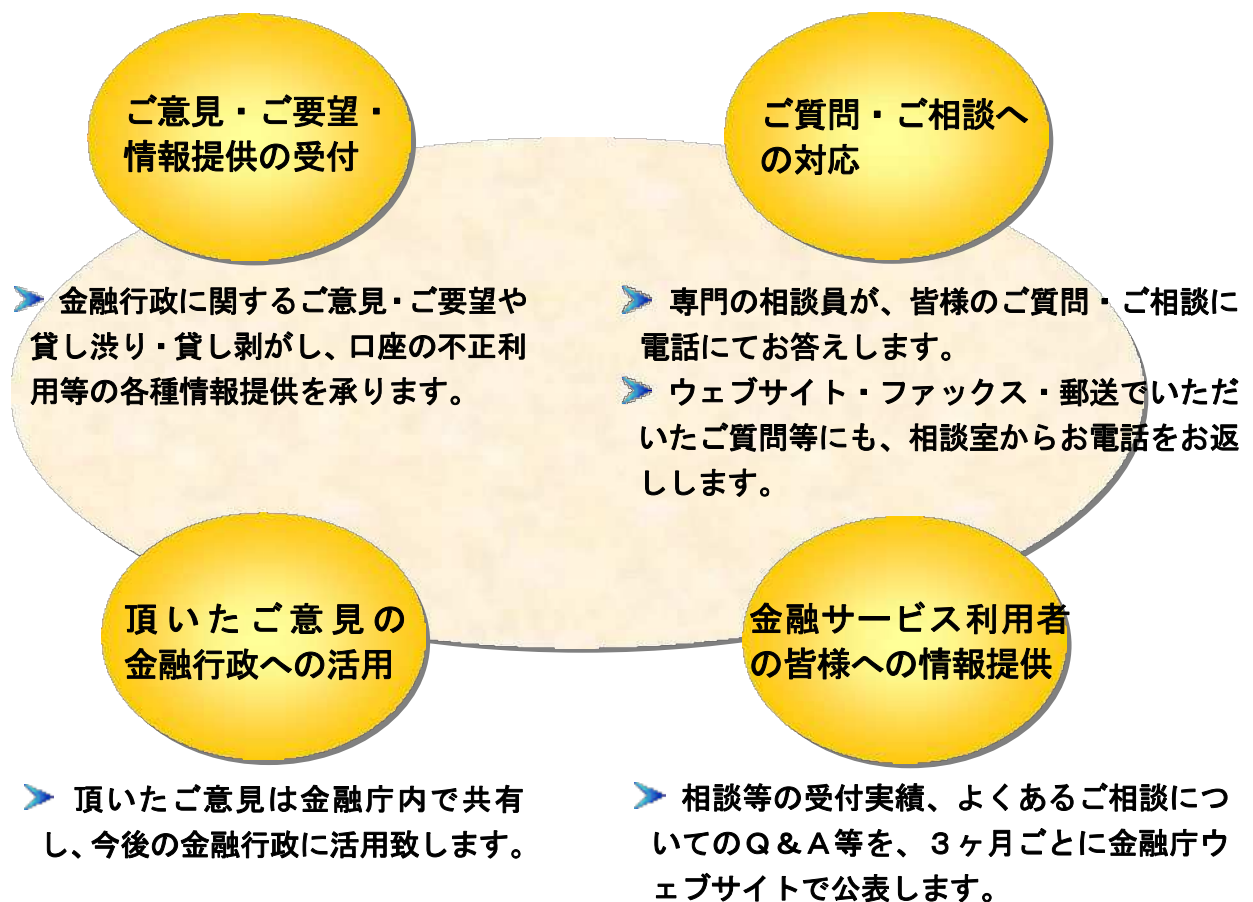
2022年1月1日～3月31日・・・2022年5月27日公表(第67回)

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください!

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する4つのサービス



- ご留意事項 -

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。
- 聴覚・言語障害等により電話対応が困難な障害者の方につきましては、個別に対応方法を検討いたしますので、お申出下さい。

裏面もご覧下さい 

◆ 相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間：平日 10:00～17:00
 - 電話番号：0570-016811（ナビダイヤル）
IP電話からは 03-5251-6811
- （注）お電話は、対応内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。
- 受付の流れ：

▶ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 暗号資産（仮想通貨）等に関するご相談
- ⑥ 金融行政一般・その他に関するご相談

▶ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

そのほか、下記の方法にてご意見・相談・情報提供等を24時間受付けています。

- 下記の方法にてご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日の10:00～17:00の間に、お電話をお返し致します。
（注1）ご回答をお求めの場合には、氏名及び電話番号の記載をお忘れなく。
（注2）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ウェブサイトでの受付

- 金融サービス利用者相談室ウェブサイト受付窓口へ
(<https://www.fsa.go.jp/opinion/>)

ファックス等での受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受付けています。
〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛



金融庁 金融サービス利用者相談室

(別紙2)

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
(2021年4月1日～2022年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

2021年4月1日～6月30日・・・2021年9月7日公表(第64回)

2021年7月1日～9月30日・・・2021年11月26日公表(第65回)

2021年10月1日～12月31日・・・2022年2月25日公表(第66回)

2022年1月1日～3月31日・・・2022年5月27日公表(第67回)

1. 類型別受付件数

(単位:件)

区 分	2021/4～6	2021/7～9	2021/10～12	2022/1～3	2021年度合計
質 問 ・ 相 談	7,281	7,534	7,566	7,071	29,452
意 見 ・ 要 望	1,745	2,060	2,700	3,456	9,961
情 報 提 供	336	351	320	289	1,296
そ の 他	255	209	289	230	983
合 計	9,617	10,154	10,875	11,046	41,692

2. 受付方法別件数

(単位:件)

区 分	2021/4～6	2021/7～9	2021/10～12	2022/1～3	2021年度合計
電 話	7,933	8,084	8,093	7,667	31,777
ウ ェ ブ サ イ ト	1,202	1,575	2,228	2,864	7,869
フ ァ ッ ク ス	79	73	82	86	320
手 紙	314	320	348	301	1,283
そ の 他	89	102	124	128	443
合 計	9,617	10,154	10,875	11,046	41,692

3. 分野別受付件数

3-1. 総受付件数

(単位:件)

区 分	2021/4～6	2021/7～9	2021/10～12	2022/1～3	2021年度合計
預 金 ・ 融 資 等	3,109	3,298	3,742	4,352	14,501
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	1,570	1,632	1,725	1,753	6,680
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	2,410	2,586	2,640	2,404	10,040
貸 金 等	563	522	490	560	2,135
資 金 移 動 ・ 前 払 式 支 払 手 段 等	119	119	196	169	603
暗 号 資 産 (仮 想 通 貨) 等	911	1,066	1,025	755	3,757
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	935	931	1,057	1,053	3,976
合 計	9,617	10,154	10,875	11,046	41,692

3-2. 「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」受付件数

(単位:件)

区 分	2021/4～6	2021/7～9	2021/10～12	2022/1～3	2021年度合計
預 金 ・ 融 資 等	348	278	178	165	969
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	1	2	0	2	5
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	0	0	0	0	0
貸 金 等	30	29	13	17	89
資 金 移 動 ・ 前 払 式 支 払 手 段 等	0	0	0	0	0
暗 号 資 産 (仮 想 通 貨) 等	0	0	0	0	0
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	20	29	21	21	91
合 計	399	338	212	205	1,154

3-3. 「事前相談(予防的なガイド)」受付件数

(単位:件)

区 分	2021/4～6	2021/7～9	2021/10～12	2022/1～3	2021年度合計
預 金 ・ 融 資 等	2	2	4	6	14
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	4	5	6	5	20
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	122	153	131	116	522
貸 金 等	5	2	0	4	11
資 金 移 動 ・ 前 払 式 支 払 手 段 等	0	2	0	0	2
暗 号 資 産 (仮 想 通 貨) 等	49	50	31	40	170
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	4	1	4	3	12
合 計	186	215	176	174	751

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	1,022	32.9	1,202	38.7	885	28.5	3,109	100.0
7月～9月	1,018	30.9	1,412	42.8	868	26.3	3,298	100.0
10月～12月	1,110	29.7	1,625	43.4	1,007	26.9	3,742	100.0
1月～3月	1,242	28.5	1,957	45.0	1,153	26.5	4,352	100.0
2021年度合計	4,392	30.3	6,196	42.7	3,913	27.0	14,501	100.0

○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	421	26.8	636	40.5	513	32.7	1,570	100.0
7月～9月	428	26.2	648	39.7	556	34.1	1,632	100.0
10月～12月	454	26.3	673	39.0	598	34.7	1,725	100.0
1月～3月	526	30.0	595	33.9	632	36.1	1,753	100.0
2021年度合計	1,829	27.4	2,552	38.2	2,299	34.4	6,680	100.0

○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	426	17.7	1,984	82.3	2,410	100.0
7月～9月	428	16.6	2,158	83.4	2,586	100.0
10月～12月	404	15.3	2,236	84.7	2,640	100.0
1月～3月	495	20.6	1,909	79.4	2,404	100.0
2021年度合計	1,753	17.5	8,287	82.5	10,040	100.0

○貸金等

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	563
7月～9月	522
10月～12月	490
1月～3月	560
2021年度合計	2,135

○資金移動・前払式支払手段等

(単位:件、%)

区 分	資金移動		前払式支払手段		その他		合計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4月～6月	21	17.6	80	67.2	18	15.1	119	100.0
7月～9月	27	22.7	59	49.6	33	27.7	119	100.0
10月～12月	48	24.5	105	53.6	43	21.9	196	100.0
1月～3月	24	14.2	82	48.5	63	37.3	169	100.0
2021年度合計	120	19.9	326	54.1	157	26.0	603	100.0

○暗号資産(仮想通貨)等

(単位:件)

区 分	件 数
4月～6月	911
7月～9月	1,066
10月～12月	1,025
1月～3月	755
2021年度合計	3,757

○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件 数
4月～6月	935
7月～9月	931
10月～12月	1,057
1月～3月	1,053
2021年度合計	3,976

第14節 政策評価への取組み

金融庁においては、2012年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5ヵ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4月～翌年3月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、2022年4月から2027年3月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び政策に共通する考え方や姿勢、「基本計画」の位置づけを明記するなど、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」や「実績評価における基本政策・施策等一覧」を示している。（別紙1、2参照）

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト中の「政策評価」を参照。

なお、PDCAサイクルを有効に機能させるため、2013年度からは、5～6月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。

また、同年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（2013年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、2013年度実績評価から、従来3段階の区分で評価していたものを、各府省共通の5段階区分で評価を実施することとした。

（参考1） 金融庁における政策評価への取組み（別紙3参照）

（参考2） 評価の実施状況（別紙4参照）

「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

- 2022年度からの5年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の3つを「基本政策」として定めることとした。

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」
- ・「利用者の保護と利用者利便の向上」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

(注) 金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の3つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
- ・「利用者保護と利用者利便の両立」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の両立」

の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

- また、上記の3つの「基本政策」のほかに、

- ・ 3つの「基本政策」に関係する横断的な課題への対応

(「デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応」「サステナブルファイナンスの推進」「業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応」等)

を「横断的施策」とするほか、

- ・ 3つの「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組みとして整理する。

(以 上)

実績評価における基本政策・施策等一覧（令和4～8年度）

（注）施策によっては、他の施策目標の達成に資することがあることに留意。

基本政策	施策
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施 2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備 2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施 3 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

（横断的施策）

施策
1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
2 サステナブルファイナンスの推進
3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
4 その他の横断的施策

（金融庁の行政運営・組織の改革）

施策
1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化
2 検査・監督の質の向上
3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
3年8月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（令和2年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（3年8月31日） 政策評価に関する基本計画（計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日）の策定（3年8月31日公表）
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「令和3年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：令和3年4月～令和4年3月末）策定（3年10月29日公表）
4年6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（4年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する有識者会議」開催（4年6月1日） 「令和2年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（4年6月6日）

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

評価の実施状況

(別紙4)

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の 政策評価 (R I A)	租税特別 措置等に 係る政策 評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	
21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件	
22年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	—	3件	—	19件	7件
23年度	24件 (22年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	15件	5件
24年度	24件 (23年度計画に掲げた政策)	1件	2件	—	6件	9件
25年度	20件 (24年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	26件	9件
26年度	20件 (25年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	8件
27年度	20件 (26年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	10件	10件
28年度	20件 (27年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	8件	5件
29年度	20件 (28年度計画に掲げた政策)	—	—	—	5件	2件

30年度	14件 (29年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	11件
元年度	14件 (30年度計画に掲げた政策)	—	—	—	12件	3件
2年度	14件 (元年度計画に掲げた政策)	—	—	—	12件	8件
3年度	14件 (2年度計画に掲げた政策)	—	—	—	19件	2件

(備考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：金融機関の健全性確保)
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。
(例：金融庁業務支援統合システムの開発)
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。
(例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」)
- 規制の政策評価（RIA：Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制の客観性と透明性の向上を目指す手法。19年10月より規制の事前評価が実施され、29年10月より規制の事前評価に加えて規制の事後評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22年5月より評価の実施が義務化された。

第15節 金融庁業務継続計画の策定

1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月策定、22年1月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年6月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。（別紙1参照）

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年8月に策定している。

2. 災害等発生時に備えた訓練

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

金融庁業務継続計画 (首都直下地震対応編)

< 概 要 >

金 融 庁



「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

背景と位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法 (H25.12施行)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画 (H26.3策定)
 - 首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
 - 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
 - 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- 政府業務継続計画 (H26.3策定)

金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)

(H20.6策定)

- 首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- 本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- 東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し (H23.12)。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定 (H26.7)。より実践的な記載とする観点から改定 (H27.12)。

基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

想定災害・周辺環境想定

- 想定災害：
 - 「都心南部直下地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)
- 周辺環境想定：
 - 本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
 - 電力：3日間程度は非常用発電で対応
 - 通信：固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
 - 上下水：上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
<ul style="list-style-type: none"> ➢災害対策本部の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> •災害対策本部の設置・運営に関する庶務 •庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理 •外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整 •職員の参集・配置に関する総合調整 •災害対応に係る文書の記録・保存 •国会及び取材への対応 ➢金融市場等における状況の確認 ➢金融機関における状況の確認 ➢国民、金融機関、海外当局等への情報発信 ➢金融機関に対する被災者支援の要請 ➢被災者等からの相談受付 ➢EDINETの管理・運用 ➢公認会計士試験の実施に係る業務(期間を限定する非常時優先業務) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢行政資源の被災状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> •職員の安否確認 •本庁舎の設備等の被災状況の確認 ➢庁内情報システムの管理等 <ul style="list-style-type: none"> •庁内情報システムの障害への対応 •金融庁行政情報化LANシステムの運用 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">＜金融庁と関係機関との概念図＞</p> <pre> graph TD A["政府災害対策本部 財務省、日本銀行 海外当局等"] <--> B["金融庁 災害対策本部"] B <--> C["金融機関 取引所 決済機関等"] B --- D["国民 (預金者、保険契約者、投資者等)"] A -- "迅速な情報収集・提供" --> B B -- "被災状況等の情報収集 機能維持・復旧の支援" --> C B -- "情報発信 国民生活や民間の金融・経済活動が 中断する事態の回避・早期回復" --> D </pre> </div>

想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員

災害発生時の対応

① 災害対策本部構成員

- 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定

- 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施

② 非常時参集者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 必要人員と同数以上の職員を指定

- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

③ 第一参集予備者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定

- とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

④ 第二参集予備者

- 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする

- 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機
- 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

業務継続のための執務環境の整備

庁舎

- ・ 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。
- ・ 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。

備蓄

- ・ 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。
- ・ 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。

通信

- ・ 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。
- ・ 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。

行政情報システム

- ・ 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。
- ・ EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。

広報

- ・ 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。
- ・ ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

今後の取組み・本計画の見直し

今後の取組み

- 非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化を検討する。
- 内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレ導入について検討する。

訓練・計画の見直し

- 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。

第16節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)、「『日本再興戦略』改訂2014」(2014年6月24日閣議決定)、及び金融庁・財務省が共同で開催した「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」(2013年12月13日公表)、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(2014年6月12日公表)において、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われた。

上記提言を受け、2014年4月より、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

I 英語による行政情報の発信

従来からの大臣記者会見等の英訳や FSA Weekly Review (公表物の英語による概要版)の公表に加え、Twitter (英語版アカウント)の活用や月刊広報誌「アクセス FSA」の英訳、国際的な関心が高い事案における英語による意見公募手続(パブリックコメント)の実施等に注力した。

さらに、ビジネス特化型の SNS である LinkedIn に金融庁公式ページを開設(2022年1月)し、海外の金融プロフェッショナルをターゲットに英語での情報発信を開始した。

II 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応(ワンストップ窓口)

2014年4月より、英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口を金融庁に設置し、英語での一元的な対応を実施している。

2021事務年度においては、計850件の照会が寄せられ、その内訳は、当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が256件、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が47件、その他の照会が547件であった。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

III 法令等主要な公表物の英語版の作成・公表

2021事務年度においては、英語版を作成した主な法令等(別紙1参照)のほか、「2021事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～」の本文・概要の英語版を作成・公表した。加えて、「主要行等向けの総合的な監督指針」の全文について英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の資料・議事録の英語版を公表した。

英語版を作成した主な法令等

- ・ 資金決済に関する法律施行令（令和三年政令第五十二号による改正まで反映）
- ・ 前払式支払手段に関する内閣府令（令和三年内閣府令第四十四号による改正まで反映）
- ・ 暗号資産交換業者に関する内閣府令（令和三年内閣府令第四十四号による改正まで反映）
- ・ 資金移動業者に関する内閣府令（令和三年内閣府令第四十四号による改正まで反映）
- ・ 金融サービスの提供に関する法律施行令（令和三年政令第百九十五号による改正まで反映）
- ・ 金融サービス仲介業者保証金規則（令和三年内閣府・法務省令第五号による改正まで反映）
- ・ 金融商品取引法（令和三年法律第七十二号による改正まで反映）
- ・ 金融商品取引法施行令（令和三年政令第二百三十九号による改正まで反映）
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十六号による改正まで反映）